

騒音規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示

平成 24 年 3 月 30 日
豊見城市告示第 30 号

改正 令和 3 年 3 月 18 日豊見城市告示第 22 号

騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく規制地域及び同法第 4 条第 1 項の規定に基づく規制基準、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和 43 年厚生省、建設省告示第 1 号）別表に基づく指定区域並びに騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令（平成 12 年総理府令第 15 号）の備考に基づく区域を次のとおり定める。

この告示の効力は、平成 24 年 4 月 1 日から生ずる。

- 1 特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域は、第 1 表に掲げる当該区域に掲げる地域とする。
- 2 特定工場等において発生する騒音の規制基準は、第 2 表の左欄に掲げる区域の区分に従い、当該右欄に掲げるとおりとする。
- 3 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表の第 1 号の規定により市長が指定する区域は、第 1 表に掲げる区域のうち、次の各号に掲げる区域とする。
 - (1) 第 1 種区域、第 2 種区域及び第 3 種区域
 - (2) 第 4 種区域のうち、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条に規定する保育所、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 80 メートルの区域内
- 4 騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令の備考により市長が定める区域は、平成 24 年 3 月 30 日豊見城市告示第 29 号（騒音に係る環境基準の地域類型の指定）の表に掲げる当該 A 類型区域を a 区域とし、B 類型区域を b 区域とし、C 類型区域を c 区域

とする。

前文（抄）（平成 24 年 3 月 30 日豊見城市告示第 30 号）
平成 24 年 4 月 1 日より施行する。

前文（抄）（令和 3 年 3 月 18 日豊見城市告示第 22 号）
令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

第 1 表

第 1 種区域	第 2 種区域	第 3 種区域	第 4 種区域	備考
第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域	第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 付表の項の 1 の地域	近隣商業地域 準工業地域 付表の項の 2 の地域	工業地域 付表の項の 3 の地域	図のうち実線で表示した区域

備考

- この表において、第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の規定により定められた地域をいい、臨港地区の分区とは、港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 39 号第 1 項の規定により定められた地区をいう。
- 規制する地域の詳細図面は、豊見城市市民部生活環境課に備え置き、閲覧に供する。

付表

1	豊見城市の地域のうち、字我那覇、字名嘉地、字田頭、字瀬長、字与根、字伊良波、字座安、字渡橋名、字上田、字渡嘉敷、字翁長、字保栄茂、字高嶺、字平良、字高安、字饒波、字金良、字長堂、字嘉数、字真玉橋及び字根差部の各一部
2	豊見城市の地域のうち、字豊崎の一部
3	豊見城市の地域のうち、字豊崎の一部

第2表

左欄	右欄		
	昼間 (午前 8 時から午後 7 時まで)	朝夕 (午前 6 時から午前 8 時まで午後 7 時から午後 9 時まで)	夜間 (午後 9 時から翌日の午前 6 時まで)
第 1 種区域	45 デシベル	40 デシベル	40 デシベル
第 2 種区域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第 3 種区域	60 デシベル	55 デシベル	50 デシベル
第 4 種区域	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル